

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人鍛治利一の上告趣意第一点は違憲をいうが、所論原判示は結局一審認定事実は所論共同被告人の供述及び一審判決拳示の各被害者の証言と相俟つてこれを認めるに足りるとの趣旨に帰着し、右原審の証拠判断はもとより正当であつて、所論は前提において採用し難い。同第二点乃至第四点は單なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張を出ないものでいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年七月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎